

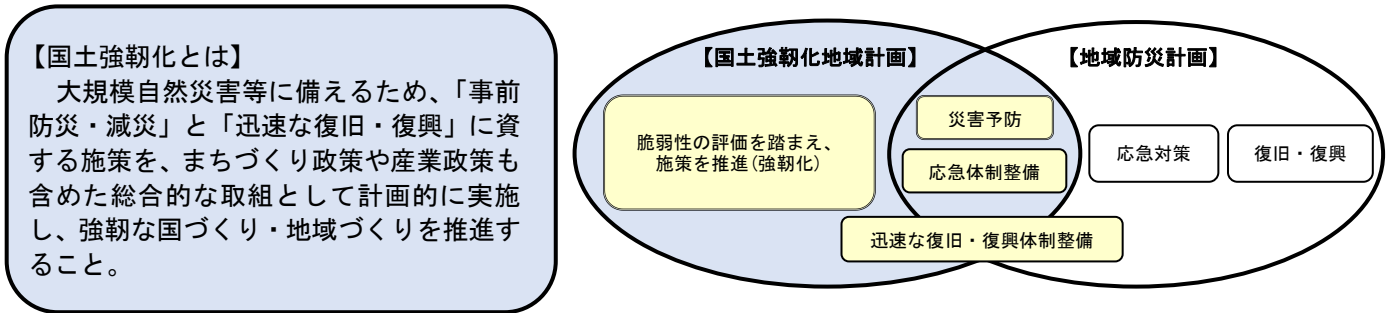
湯河原町国土強靱化地域計画の概要について

1 計画策定の趣旨等

- ・平成 25 年 12 月 「国土強靱化基本法^{*}」 公布・施行
- ・平成 26 年 6 月 「国土強靱化基本計画」 閣議決定

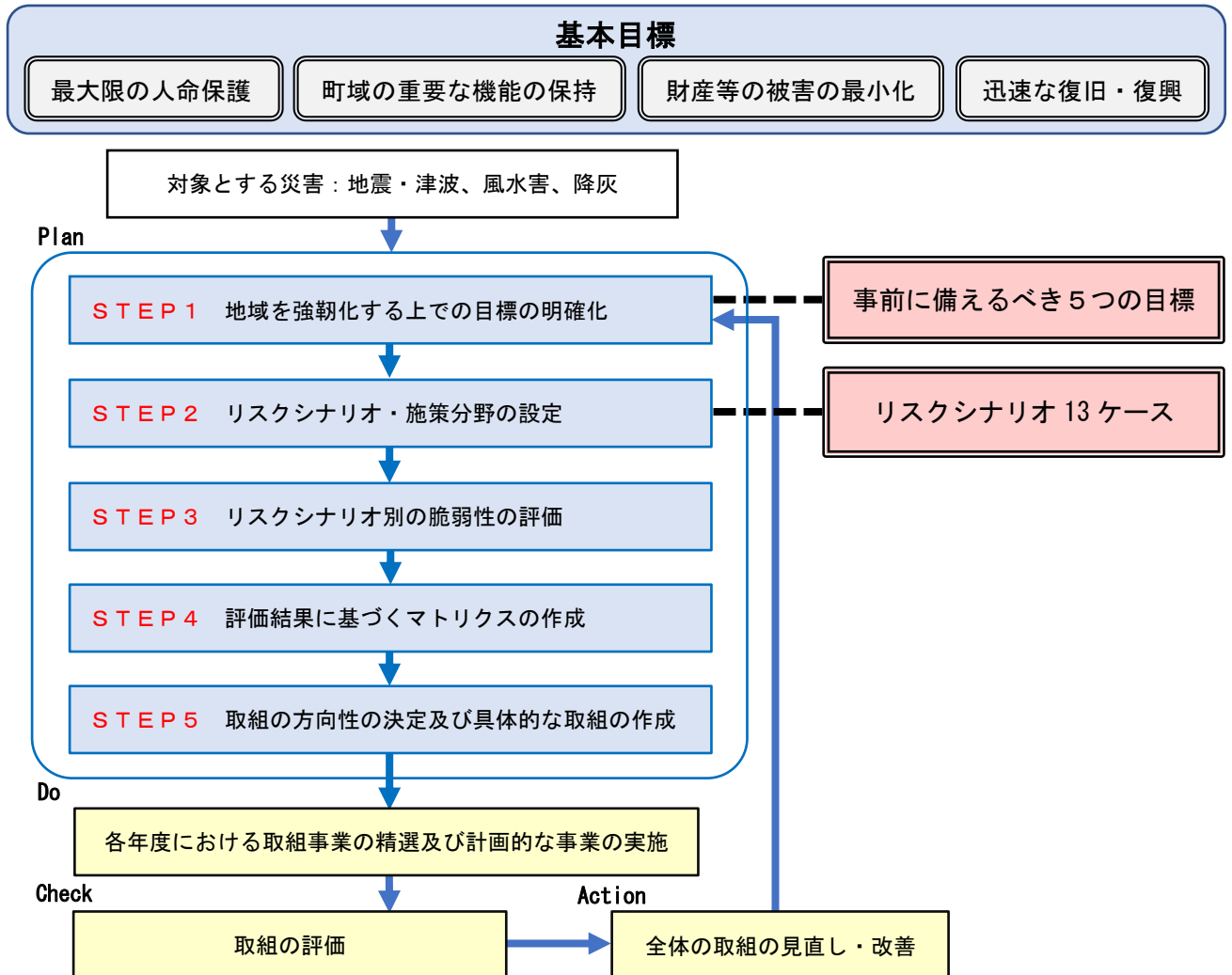
※ 正式名称は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」

⇒方針：本町においても、令和3年7月・8月の大雨災害等による被害を受け、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、災害から迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」をもった地域づくりを推進します。



2 計画策定の基本的な考え方

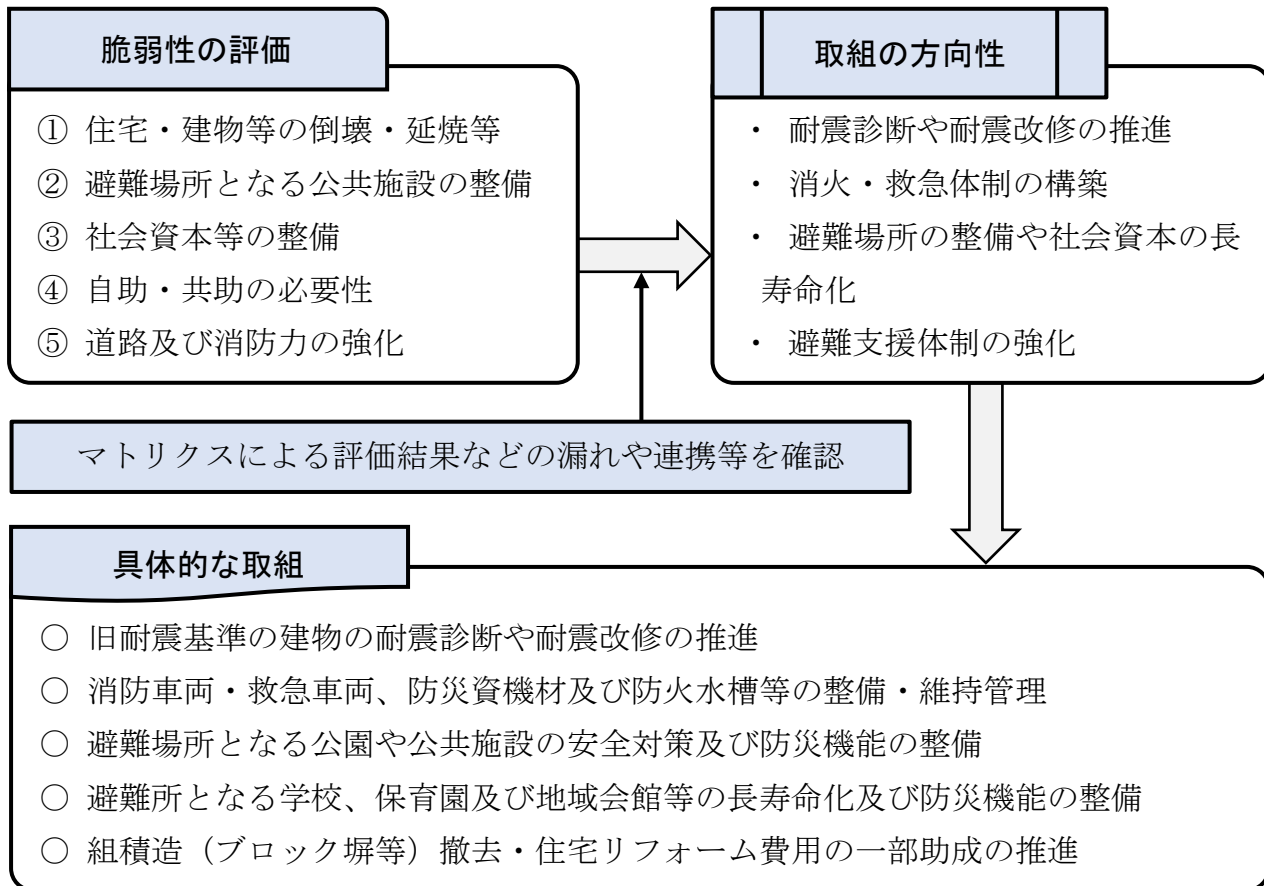
基本目標の達成に向け、次のような手順等により、事前に備えるべき5つの目標を明確にするとともに、13ケースのリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定し、その脆弱性の評価に基づく取組の推進について検討しました。



3 脆弱性の評価に基づく取組の推進（検討の一例）

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生



4 本計画の進行管理

町地域計画で位置づけられた方向性と具体的な取組に基づき、毎年度、取組むべき事業を精選し着実に実施します。その事業の実績などから効果を検証するとともに、防災会議などにより意見等を求め、取組を評価し、社会情勢の変化等も踏まえ、必要に応じ計画の見直し・改善を図ります。

【参考】国土強靱化基本法 抜粋

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。